

平成 21 年 8 月 31 日

山梨県議会の議員の皆様

薬害オンブズパースン・タイアップ仙台・フッ素班・班長 および
子どもを有害化学物質から守る会みやぎ・代表 加藤純二
(仙台市宮千代加藤内科医院・医師、連絡先は後記)

薬害オンブズパースン・タイアップ仙台・代表 小野寺信一
(弁護士、連絡先は後記)

日本フッ素研究会・代表 成田憲一
(歯科医、研究会の連絡先は後記)

要望書

「虫歯予防のための集団的フッ化物洗口事業の中止を求めます」

要望事項：

最近、各地の議会で、虫歯予防のための集団的なフッ化物洗口（＝以下、フッ素洗口）を推進する内容を含んだ決議や条例の制定の動きがあります。新潟県議会では昨年 6 月、「新潟県歯科保健推進条例」を可決し、長野県議会では今年 3 月、決議を採択し、北海道議会では 3 月に同様の条例が継続審議となっています。我々は歯科保健の向上を図ることには反対しません。しかしフッ素洗口については、使用するフッ化ナトリウムが毒薬に近い劇薬であること、フッ素洗口をしなくても虫歯が近年、順調に減少してきたこと、フッ素洗口には有効性が殆どないこと、保護者に正しい説明がなされていないことなど、大きな問題があります。山梨県議会の議員の皆様が安易にフッ素洗口の推進を是認することのないように要望いたします。またすでにフッ素洗口を行っている保育・教育現場での事業の実施状況の調査と中止を求めます。（この要望書は 6 月 12 日、宮城県議会の議員の方々にお送りした文書と殆ど同じものです。同封のパンフレットは 8 月 25 日、宮城県内の保育所、幼稚園、小学校へ送付したものです。）

要望の趣旨と説明：

議員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、このような長文の要望書をお送りし、恐縮に存じます。しかしながら、未来をにう子供の健康に関することなので、是非、ご一読をお願いいたします。さて、2003 年 1 月 14 日、厚生労働省は各都道府県知事に対し、「フッ化物洗口ガイドラインについて」を配布し、4

歳から 14 歳を対象とする集団でのフッ素洗口を推奨しました。この「ガイドライン」は、厚生科学研究・フッ化物応用研究班編「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」（同年 3 月 20 日）の参照を求めています。

以下に要望の趣旨と説明をさせていただきます。

1. フッ素洗口事業の必要性は低い：

子供たちの虫歯の数は地域間のばらつきはあるものの全国的に順調な減少傾向にあり、12 歳児で全国平均が最近、2 本以下になっています。このような状況の中でなぜ今になって、集団的フッ素洗口を強引ともいえるやり方で開始しなければならないのでしょうか？（新潟県はフッ素洗口をしている子供の比率が最も高いのですが、子どもの虫歯数やその減少カーブは、フッ素洗口を殆ど行っていない広島県や東京都と殆ど同じであり、後述するような厳密な検討なくしても、フッ素洗口に大きな虫歯予防効果があるとは思えません。）

2. フッ素洗口の安全性は低い：

(1) フッ素洗口に用いられるフッ化ナトリウムは、海外では今も殺鼠剤やゴキブリ退治薬に使われる（資料①）毒薬に近い劇薬です。

フッ化ナトリウムの人における急性中毒量は、漱口液の口腔内残留、その飲み込みや全量誤飲に関係し、重要な問題です。この重要な急性中毒量に関して「マニュアル」には根拠となる文献として 100 年以上前（1899 年）の Baldwin, H.B. のもの一つだけを引用しています。（この一つの点だけをもってしても、マニュアルを作った学者の方々のいい加減さと無責任さが分かります。）

この論文は国際的に歯学領域で殆ど引用されてはいません。しかもこの文献は一人だけの試飲実験で、体重の記載もなく、2mgF/kg が急性中毒量だとも書いてはいません。（資料②）また「マニュアル」には人における多くの中毒事例による推定急性中毒量を全く検討していません。

(2) 従って「マニュアル」の安全性についての記載には問題があります。

「マニュアル」には以下のように書かれています。

・毎日法：「一度に 25 人分を飲み込まない限り急性中毒の心配はありません。（ $2\text{mg} \times 20\text{kg} \div 1.6\text{mg} = 25$ 人分）」

・週 1 回法：「一度に 6～7 人分を飲み込まない限り、急性中毒の心配はありません。（ $2\text{mg} \times 30\text{kg} \div 9\text{mg} = 6.7$ 人分）」

毎日法は未就学児に行うとされていますが、現実には、未就学児に週 1 回法を実施している施設が多く、そのような場合、記述そのものが成立しません。そして上記のように中毒量（2mgF/kg）が信用出来ない以上、これらの記述は信用できません。フッ化ナトリウムは使用量と無影響量、慢性中毒量、急性中毒量、最小

致死量の巾が低い化学物質で、安全域が狭い医薬品です。筑波大学医学部・内藤裕史名誉教授は、「体重 10kg の小児が 1 包（1g＝洗口用ミラノール 1 回分）を飲むと中毒を起こす」と記しています。（資料①）

(3) 最小中毒量は 0.1～0.2mg、大きくとも 0.7mF/kg 以下と考えるべきです。

秋田県の公開討論会（平成 18 年 1 月 29 日）で真木吉信・東京歯科大学教授（現・厚生労働省・フッ化物応用研究班班長）は「フッ化物洗口で急性中毒は起こらない。吐き気とかいうが、急性中毒の症状ではない。2mgF/kg あるいは 5mgF/kg（PTD）が中毒量ということになっている」と言われました。しかし我々は根拠の弱いこのような発言では安心できません。2mgF/kg の 1/10 である 0.2mgF/kg でも急性中毒の症状が起こり得るし、フッ素洗口の安全性は「最小」中毒量で考慮するべきと考えます。（資料③）

(4) もし子どもに急性中毒事故や後遺障害が起こった場合、その責任はどなたがとられるのでしょうか？

子供がもし食事抜き、あるいは昼食抜きの空腹の状態で行ったり、週 1 回法の高濃度（905ppm）洗口液を用い、誤って全量を飲み込んだ場合には、フッ化物濃度や液量にミスがなくとも、子供の年齢が小さいほど、急性中毒が起こる危険性が高いと考えられます。このような場合、市町村長、教育長、校長、厚生労働省、「マニュアル」の著者らの、どなたが責任をとられるのでしょうか。

3. フッ素洗口には殆ど有効性がありません。

(1) フッ素洗口について世界中の論文を集めて有効性を検討した結果は？

虫歯予防のためのフッ化物応用の有効性について 2003 年から 2004 年にコクランのシステマティック・レビューが 6 編連続して発表されました。世界中から科学的に信頼性の高い報告のみを集めた総括的報告です。それによると「歯磨き（フッ化物添加）をして、さらにフッ素洗口をした場合の、フッ素洗口の付加的虫歯予防効果は 7% で、統計的有意差はない」との結論です（資料④）。つまり歯磨きを家庭でしていれば、フッ素洗口の効果は殆どないということです。またそこには歯磨き 1 回で 23%、2 回でさらに 14% の虫歯予防効果があると記されています。

(2) 「マニュアル」が引用している日本の学者の報告は信用できません。

「マニュアル」にはフッ素洗口のう蝕（＝虫歯）予防効果について「全体的には DMFT または DMFS の評価で 30～80% の値が得られている」とあります。一方、コクラン・レビューは英語の論文だけでなく、世界中の信頼に足る論文であれば、英語の論文以外の論文も集めて検討しています。そこに日本からの論文がたった二つ検討対象になっているものの、科学性がないとして採用されていません。日

本のこの領域の学者の研究レベルは非常に低いと考えざるを得ません。従って「マニュアル」の言う高い虫歯予防有効性は信用できません。

4. 事業継続により様々な慢性中毒が出る可能性があります。

(1) フッ素洗口によってフッ素の過剰摂取が起こりうる。

フッ素洗口の長期実施の安全性については、これを推進する日本の学者たちは、米国における水道水フッ素化が安全性であることを根拠にしています。米国では水道水フッ化が広く行われ、他方、未就学児童や子どもたちの集団的フッ素洗口はフッ素化地域では殆ど行われていません。そしてフッ素の過剰摂取による軽度の斑状歯が12-15歳の子どもの33.3%にも達して問題になっています。(資料⑤)

WHO テクニカルレポート No. 846 「FLUORIDE AND ORAL HEALTH」の訳本(高江洲義矩監修、眞木吉信、杉原直樹訳、1995)が「マニュアル」に引用されています。原文では、斑状歯の発生を防ぐため、6歳未満の子供には洗口は「contraindicated(禁忌)」と書かれているのを、高江洲義矩名誉教授らは「推奨されない」と和らげて訳しています。(翻訳本全体に誤訳が200か所以上見いだされ、中には中学生でもなしえないような誤訳があります。(資料⑥)ここにも推進する学者らのいい加減さが現れています。)

「マニュアル」には「6歳未満児への考え方」として、1996年に「就学前からのフッ化物洗口法に関する見解」(口腔衛生学会フッ化物応用研究委員会)を引用し、「日本においては水道水フッ素化、フッ化物錠剤、フッ化物の食品への添加などが行われていないので、フッ化物総量が歯のフッ素症を増加させる危惧はない」としています。しかしその後、フッ化物が添加された練り歯磨きが増加し、1日当たりの歯磨き回数も増え、幼児期から、歯科検診時や歯科受診時に行われるフッ素塗布の回数は増えています。家庭用虫歯予防剤のフッ素入りスプレーやコートジェル剤も売られ、フッ素入りチューインガムも出現しました。日本では食品からのフッ素摂取が比較的多く(海産物やお茶にはフッ素が多く含まれ、飲料水のフッ素濃度が日本の水質基準の0.8ppm以下でも、0.3ppm以上で斑状歯が発生するという報告があります。資料⑦)、これらにフッ素洗口が加わると、米国における水道水フッ素化と同じような有害作用、まずは慢性中毒の最も見つけやすい現象として知られる斑状歯が日本でも増加する懸念があります。我々は、1996年の見解はもう成立しないと考えます。

(2) 米国の水道水フッ素化に有害性が明らかになりつつあります。

米国では多くの地域で、約1ppmのフッ素が水道水に添加されています。その安全性・有害性についての報告が、『飲料水中のフッ素：環境保護庁基準の科学的検討』として、米国のthe National Academy of Sciencesの中に作られたThe

National Research Council によって 2006 年 3 月、正式には 2007 年 5 月に発表されました（NRC Report、和訳は資料⑧）。米国の環境保護庁基準（上限）である 2ppm と 4 ppm の水質基準での有害性・安全性を再調査し、フッ素に関する安全性・有害性に関する動物実験、疫学調査などを徹底的に調べたものです。

要約すれば、

- a. EPA の基準 (4mgF/L) 以上では重度の斑状歯が増える。
- b. 軽度な斑状歯は審美上の問題ではなく健康問題である。
- c. フッ素化水道水を飲用していると骨肉腫が男児に増えるという確度の高い報告がなされ、腎臓癌や口腔咽頭癌の増加の疫学調査報告もある。
- d. 他に、飲料水中のフッ素によって、子どもの知能の低下、甲状腺機能の低下など多様な健康障害が起こるとの報告があること。

5. 説明と同意 (informed consent) が欠陥だらけです。

「マニュアル」の「第 3 章 4. 学校など施設での集団応用 ステップ 4、5」の記載の中にはインフォームド・コンセントの実際が書かれています。この記載内容の問題点はすでに弁護士メンバーが多い薬害オンブズパースン会議の意見書（文献⑨）の中でまとめられています。意見書に対する厚生労働科学研究主任研究者・高江洲義矩先生、日本口腔衛生学会理事長・中垣晴男先生からの回答（資料⑩）はあったものの、納得できる内容ではありません。（そこで再質問書が送られましたが、回答なしです。）

特に「Q & A」の中の Q13 に対する A13 には「参加については、保護者の考えが優先されますが、もし、保護者が希望しなくても、子どもが理解して希望するのであれば、子どもの希望を優先し、保護者には子どもがフッ化物洗口に参加することを認めてもらえるよう説得することも必要でしょう」と記載されています。これは批判力が未熟な状態の子どもの立場を無視したインフォームド・コンセントの基本に反する表現です。また「ガイドライン」や「マニュアル」には、安全性への危惧を完全拒否する記述が目立ち、「マニュアル」における「フッ化物洗口希望調査書」書式例（p36）でも安全性（危険性）についての説明は一切ありません。フッ素洗口の危険性を指摘した見解の紹介もなく、有病者に対するフッ素洗口の悪影響を否定する誤った記述もあり、安全性を過度に強調した啓発事業の展開が追求されています。また「講演会、説明資料、広報活動、見学など、保護者に対して十分と思われる啓発事業を行った後は、アンケート調査によって保護者の意向や疑問を把握することが有効な場合がある。ただし、啓発事業による情報提供が十分ではないとき、あるいはフッ化物洗口に関する誤った情報が流れているときには、保護者の意向を正確に把握することが困難であるから、こうしたアンケート調

査の実施は避けるべきである。」（ステップ4、p27）との記述は、拒否権行使者の存在を顕在化させまいとしています。このような説明を前提とする同意は、自己決定権を侵害しており、これら「マニュアル」の記述はインフォームド・コンセントの名に値しないものと考えられます。

結論およびお願い：

フッ化ナトリウムは中毒学の本によっては致死量が30mg/kg以下で、毒薬に近い危険な劇薬で、今でも海外では殺鼠剤やゴキブリ退治薬に使われているものです。虫歯が少なくなった現在、このような危険な薬物を希釈し、口すすぎして虫歯予防をしなくてはならない理由はありません。また「マニュアル」には至る所で、真実の隠蔽、誤謬があり、とうてい子どもの健康を真剣に守ろうという姿勢は感じられません。同時に、教育現場で仕事をする養護教員に対して強圧的に実施を迫る学校歯科医が多く、これも大きな問題です。最後に、中国で行われた飲料水フッ素濃度が高い地域（2-5ppm）の子どもたちのIQ（知能指数）が、フッ素濃度が低い地域の子どもたちより低いという3つの疫学調査が報告され、この調査が科学的に信頼性の高い「目隠し法」で行われ、しかも3つの報告の結果に一貫性があります。（資料⑩）これは子どもを抱える保護者や教育関係者にとって重大な問題で、フッ素の有害性について我々は真剣に考えなければならないと考えます。我々は決して根拠のない有害性を煽っているではありません。議員の皆様におかれましては、どうか推進する学者の方々の意見も比較検討し、県民のため適正なご判断をお願いいたします。

参考資料：

- ①「フッ素、無機フッ化物」内藤裕史著『中毒百科』丸善株式会社、2001年。
- ②村上徹：「わが国のフッ素推進論者が、ヒトのフッ素急性中毒量を体重kgあたり2mgとする説の根拠をなすバルドウィン論文の翻訳」『フッ素研究』第10号、49～52頁、1989。
- ③秋庭賢司「フッ素による急性中毒量の再検討を」『フッ素研究』No.16、5-21頁、1996。
- ④「青少年におけるう蝕予防のための、フッ化物局所応用（歯磨剤、洗口剤、ゲル、バーニッシュ）の併用と、単独のフッ化物局所応用の比較」：Marinho VCC, Higgins JPT, Sheiham A, Logan S. Combinations of topical fluoride (toothpastes, mouthrinses, gels, varnishes) versus single topical fluoride for preventing dental caries in children and adolescents. The Cochrane Database of Systematic Reviews 2004, Issue 1. Art. No.: CD002781. DOI:

10. 1002/14651858. CD002781. pub2. (Abstract)

⑤ 「CDC released new national data on dental fluorosis in American children」
(<http://www.swabvt.org/node/17>)

⑥ 加藤純二：「WHO（世界保健機関）テクニカル・レポート・シリーズ 846 「フッ化物と口腔保健」の日本語翻訳版の誤訳問題」

(http://www.geocities.jp/m_kato_clinic/flu-who-report-846-01.html)

⑦ 辻健（代表）発行「宝塚市斑状歯から子どもを守る会・運動の軌跡」初版昭和50年12月（復刻版2007年10月）。

⑧ NRC 報告書・和訳『フッ素研究』No. 26, 20-78 頁, 2007.

「Fluoride in Drinking Water: A Scientific Review of EPA's Standards」:

(http://www.nap.edu/catalog.php?record_id=11571#toc)

⑨ 薬害オンブズパースン会議代表鈴木利廣「フッ化物洗口の集団適用に関する意見書」2003年8月4日。

(http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/fluoride_op_20030804.pdf)

⑩ 厚生労働科学研究主任研究者・高江洲義矩、日本口腔衛生学会理事長・中垣晴男：薬害オンブズパースン会議「フッ化物洗口の集団適応に関する意見書」に関する「見解」と同じく「問題点とその解説」2003年11月5日。

(<http://www.f-take.com/fmr-ikensho-kaisetsu.htm>)

⑪ 成田憲一：「フッ素による脳IQ低下の疫学的調査報告と解説」『フッ素研究』第27号, 22~28 頁, 2008.

「連絡先」(文責、お問い合わせは加藤純二に、お願いします。)

加藤純二：〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代1丁目2-9 宮千代加藤内科医院、
TEL: 022-235-8876 Fax: 022-235-8878 E-mail: m_kato_clinic@ybb.ne.jp

小野寺信一：〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12 プレジデントー
番町402号 小野寺信一法律事務所 TEL: 022-267-5432 Fax: 022267-5439
E-mail: rxm@mub.biglobe.ne.jp

日本フッ素研究会・事務局、〒229-0035 相模原市相生 4-12-7 ヒサコフラット
東1階 クリニコ・アキニワ歯科 秋庭賢司 TEL/Fax: 0427-54-0019

E-mail: ZVD03254@nifty.com